

大刀洗町告示第36号

平成28年第6回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年8月26日

大刀洗町長 安丸 国勝

- 1 期 日 平成28年9月8日
  - 2 場 所 大刀洗町議会議場
- 

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎	黒木 徳勝
森田 勝典	林 威範
平田 利治	松熊武比古
長野 正明	平田 康雄
高橋 直也	平山 賢治
花等 順子	山内 剛

---

○応招しなかった議員

---

---

平成28年 第6回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成28年9月8日 (木曜日)

---

議事日程 (第1号)

平成28年9月8日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①請願の報告

②検査結果の報告

③委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第33号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第34号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

日程第7 議案第43号 教育システム再構築機器購入契約の締結について

日程第8 議案第36号 大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結について

日程第9 議案第37号 町道路線の認定について

日程第10 議案第38号 町道路線の変更について

日程第11 議案第39号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算 (第2号) について

日程第12 議案第40号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) につ  
いて

日程第13 議案第41号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第1号)  
について

日程第14 議案第42号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第1号) につ  
いて

日程第15 認定第1号 平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第2号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて

- 日程第17 認定第3号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第6号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
    - ①請願の報告
    - ②検査結果の報告
    - ③委員会所管事務調査の報告
  - (2) 町長の報告（あいさつ）
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第5 議案第33号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第43号 教育システム再構築機器購入契約の締結について
- 日程第8 議案第36号 大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第37号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案第38号 町道路線の変更について
- 日程第11 議案第39号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第40号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第41号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 議案第42号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 認定第1号 平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第2号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第3号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第4号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第5号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第6号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

---

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安丸 国勝	副町長 ……………	岡田 暁人
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	大浦 克司
税務課長 ……………	高良 朝子	健康福祉課長 ……………	川原 久明
地域振興課長 ……………	重松 俊一	産業課長 ……………	森 利一郎
建設課長 ……………	野口 学	子ども課長 ……………	平田 栄一
会計課長 ……………	田中 豊和	生涯学習課長 ……………	森田 正道
住民課長 ……………	佐田 裕子	財政係長 ……………	早川 正一
地域振興課企画監…………	松岡 利浩	監査委員 ……………	秋吉 淑子

---

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は12人です。ただいまから平成28年第6回大刀洗町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番、安丸眞一郎議員、2番、黒木徳勝議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会運営委員長（森田 勝典） では、皆様おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

9月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成28年8月31日午前9時30分から協議会室において開催し、議案及び会期日程等について協議いたしました。その後、議案の追加がありましたので、9月5日午前9時に再度開催いたしました。いずれも出席議員は5名、山内議長及び執行部側から大浦総務課長の出席を得て協議いたしました。

お手元の会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は9月8日から23日までの16日間と決定いたします。

会期16日間の内容でございますが、まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程して、議案審議を進めていただき、議案第43号及び議案第36号については、本日採決をお願いいたします。

各会計の決算認定については、全議員で構成する決算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、12日、13日、15日、16日に審議していただきます。

9日から11日までは休会といたします。

14日は、総務文教厚生委員会を開催し、請願の審査をいたします。

17日は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

18日及び19日は、休会といたします。

20日は、全員協議会を開催いたします。

21日及び22日は休会といたします。

23日は、本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いいたしまして報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり本日から9月23日までの16日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から9月23日までの16日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

### 日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

請願の付託報告を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願付託表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

平成28年第6回大刀洗町議会定例会

請願付託表

平成28年9月8日

請願番号	件名	付託委員会名
請願第1号	35人以下学級の早期完全実現と業務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書採択の要請について	総務文教厚生委員会

○議長（山内 剛） 次に、監査委員より平成28年6月末日分、7月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。



次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告をお願いします。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 改めまして、おはようございます。総務文教厚生委員長の安丸眞一郎です。委員会報告を行います。

総務文教厚生委員会は、去る8月3日、日本一の子育て村を宣言し、持続可能なまちづくりに取り組む島根県邑南町と、翌8月4日、低学年書道科を導入して授業改善に取り組んでいる広島県熊野町を視察研修しました。

島根県邑南町は、平成16年に2町1村が合併して誕生しており、人口1万1,288人、高齢化率42.6%と高く、減り続ける人口に危機感を持ち、平成22年、日本一の子育て村を目指すという思い切った戦略展開が提案されました。

平成23年度より第2子以降の保育料無料、病児保育、保育園の完全米飯給食、中学校までの医療費無料など、子育てに係る負担軽減を目玉に子育て支援をして持続可能なまちづくりに取り組んでおり、これらの取り組みもあって出生率も2.07と高く、人口減少も鈍化してきております。

また、他市町村からの移住に対して定住支援コーディネーターを配置し、移住者ケアに取り組み、平成27年度からは定住支援コーディネーターを2名に増員するなど、転入者へのアドバイスや地域との橋渡しも行っております。あわせて、地域の人望が厚い人に定住促進支援員を委嘱するなど徹底した移住者への支援を行っております。

財源は、過疎債を活用しているが、事業を将来的にも継続するため、平成23年度に条例を制定して基金を積み立て、過疎法終了後の財源確保も計画的に進められています。

委員からは、職員からのアイデア募集などボトムアップの施策展開によって職員も責任を持って取り組むことで結果が伴ったのではないかと、また、大刀洗町も持続可能なまちづくりのためにも子育て支援、定住促進事業の財源を長期計画の中で確保する、また、子育て支援を柱に総合的な政策の立案推進が一層必要と感じたなどの報告が寄せられました。

翌8月4日は、町の特産品を活用して低学年書道科を導入し、授業改善の取り組みをしている広島県熊野町を視察しました。熊野町は、国産の筆の8割を生産している町で、子供たちに筆の都熊野に住む自覚と誇りを持ち、書道を通じ、正しい姿勢、心の落ち着き、集中力、持続力の向上、小学校3年生から始まる書写の授業への円滑な接続などを目的に、小学校1、2年生を対象に平成22年度より低学年書道科を導入しております。

教育課程外として年間15時間、書道科専任の非常勤講師を町の費用で雇用し指導しており、教師への負担を考慮されております。導入前には、いたずらしないか、集中できるかなどの心配の声もあったが、いざ始めると真剣に取り組んでおり、集中力、持続力、姿勢の改善や3年生か

らの書写の授業に円滑に接続できるという導入成果が上げられています。

また、書写のときの姿勢をPPGと命名、このPPGとは、足がぺったんのP、背筋ぴんのP、机と椅子の間にグー一つのGとして浸透を図っております。このPPGは、書写のときだけでなく、町内の全小中学校の教室に掲示、現在は幼稚園、保育園にまで浸透させるなど継続した取り組みとなっており、授業での姿勢にも変化が見られ、落ち着き、授業にも集中できるようになり、小中学校の学力は広島県平均を上回り、中学生では全国1位の福井県をも上回るなど学力向上につながっていると言えるのではないのでしょうか。

委員からは、熊野町のように幼いころから集中力や持続力を持たせる対策を導入することの必要性を感じるとか、小中学校の教師間の連携がなされ交流を深めることで教育現場のしっかり教え、考えさせ、表現させるという授業スタイルが定着してきている、また、小学校は制服を採用しており学校生活における気持ちの切りかえがしっかりできている、などの報告が寄せられています。

以上で、総務文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、建設経済委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告をお願いします。

○建設経済委員長（黒木 徳勝） 建設経済委員長の黒木徳勝です。それでは、ただいまから報告をしたいと思えます。

6月24日に、まず建設経済委員会を役場で開催いたしまして、議題といたしまして、町内の空き家の状況と現地視察というようなことと空き家実態調査についての3点について委員会として勉強会をしたところでございます。

町内の空き家については、皆様も御承知のとおり、27年8月31日に空き家が147件と、危険空き家が20件と、空き家率が2.9%というような状況で、これにつきましては区長さんの調査というようなことでございます。

そういう中で、第2点目につきましては現地視察を行いまして、大堰、本郷、大刀洗というようなことで大体10件をいたしまして、大堰が2件、本郷が4件、大刀洗が4件というようなことで現地を調査したところでございます。

そういう中におきまして、その後、今度は、町が空き家実態調査を今年総事業費461万2,000円という事業費で実態調査を行うというようなことの説明を受けたところでございます。そして、28年度に実際実態調査を行いまして、空き家対策推進本部を一応8月以降に設置するというようなことを聞いております。

そういうことで、調査をいたしまして、今後はどのような視察に行くかというようなことを懇談したわけです。

そういう中におきまして、今の現状は、平成26年11月27日に空家等対策の推進に関する

特別措置法ができて、法による措置というようなことで、環境上の問題、防犯上の問題、防災上の問題、景観の問題、とこの4点に基づきまして法による措置というようなことで損害賠償請求というようなことで民法717条によって、一応法で空き家の所有者また管理者が将来的に空き家等に対する適切な管理を行うことが規定されています。そういうことで、今度は県外に視察に行ったということでございます。

まず、8月24日に山口県的美祢市に視察に行きました。これにつきましては、美祢市は秋芳洞があるところでございまして、人口は現在が2万5,921人ということで、ちょうど合併した当時は、平成20年8月21日に合併をいたしまして、1市7村で合併いたしまして、2万9,822人ということで、ちょうど8年間のうちに3,901人減少しております。約14%の人口減ということでございます。非常に、これにつきましては面積が広がってございまして、472キロ平方メートルと、議員数は16人というような状況の市でございました。

8月25日は山口県の下関市に行きまして、ここはちょうど平成17年2月13日に1市4町が合併いたしまして30万1,097人という状況でございましたけれども、現在の人口は27万1,020人ということで約3万777人の減少というようなことで10%の人口が減っておるということで、両市とも非常に人口の減っておる市でございました。

そういう中におきまして、山口県自体が空き家率につきましては16.2%、全国平均が13.5%、福岡県は12.7%でございます。そういう中において、大刀洗町の実態調査の場合については2.9%ということで、これから比べると非常に大刀洗町は空き家が少ないというようなことのようにございます。

そういうことで、この2市につきましては、空き家対策について9項目の質問をしたところでございます。

まず、空き家情報バンクの登録契約件数、2番目に条例制定前とその後の状況はどのように変わっているかと。昨年5月に施行されました空き家対策特別措置法に基づく対策について、4番目に危険な空き家、特定空き家に指定する場合の指定方法について、委員会や審議会がどのように設置されているか。設置されてあれば、その委員会の構成メンバー等と。5番目につきましては、危険な空き家の持ち主に対して勧告書または通知書を出したことがあるか。6番目に、行政代執行をすることがありますかと。もし、された場合についてはどのような要件がありますか。7番目に、空き家を利用するためにどのような工夫がされますかと。8番目につきましては、一人暮らしの高齢者に対しまして空き家にならないための働きかけなどを何か対策を講じられたか。9番目につきましては、固定資産税の滞納を減らすためには、相続登記の推進について働きかけをされましたかと。この9点につきましては、一応質問等を出しておりましたので、相手のほうへこれらの内容をもとに質問をしたところでございます。

総括的に、項目別に言いますと非常に時間が長くなりますので、簡単にまとめて全体的なことを申し上げたいと思います。

特に感じたことは、人口減に対して両市とも空き家バンク制度を平成20年または21年度から台帳を作成し、交流人口の拡大、また空き家を利用した移住定住促進を図ったという説明がありました。その後に、登録空き家等の利用の補助金、またひとり暮らしの高齢者に対しまして3世代間が同居する3世代同居等の促進事業費の補助金、また市内に居住する新築購入、中古住宅も含めますけれども、そのような転入世帯に対して、扶養者に中学生以下の方がいる場合については補助金を交付する。そういう事業や、固定資産税の滞納を防止するための登記の一部を補助金等を出すというような、いろんな事業に取り組みられて人口減を防いでいるというようなことでございます。

大刀洗町についても、今の状況を考えますと非常に空き家がありますので、それをいかに利用して、また今度はその空き家の利用と同時に、やはりこのバンク等もつくって町内の人口をふやすという、そういう中からいろんな角度を変えた補助金も当然大刀洗町としても考えるべきではなかろうかというようなことを反省会の中で意見討論したわけでございます。そういうことで、5時ごろに帰ってきまして、その後、5時ごろまでいろんな反省会を行って研修を終えたところでございます。

その両市の空き家等の資料等につきましては、事務局に置いておりますので、よければ目を通していただければ幸いかとも思います。

以上をもって報告を終わります。以上です。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会でございます。委員長報告いたします。

まず第一に、平成28年7月12日から14日にわたり全国町村議長会主催の広報クリニックが東京で開催され、全体で101町村議会、約480名の参加がございました。大刀洗町議会からは、議会広報委員会の正副委員長が参加いたしました。

分科会には、中国、四国、九州地域の18議会が参加し、11町村の議会だよりに対して企画、構成、文章表現、写真など多角度からの指導が行われました。基本的な視点としては、第1にわかりやすい紙面構成か、第2に読んでもらえる紙面編集か、3点目に見やすい紙面表現か、以上の3点から紙面講評が行われました。

大刀洗議会だより第150号に対しては、住民参加の企画や予算説明の平易さが評価される一方で、住民の声に対して議会からの回答を掲載することやインターネットとの連携、委員会報告の構成改善などの指導を受けました。当町議会だよりの講評をはじめ全11誌の講評の詳細につ

きましては報告書に添付しておりますので、ごらんください。

講師からのアドバイスや他議会のすぐれた企画構成なども参照しながら、よりわかりやすく、住民の皆さんとの情報共有ができる誌面づくりを目指したいと決意を新たにしたところであります。

続きまして、8月29日には須恵町議会へ全委員及び事務局長の6名で研修に伺いました。須恵町議会だよりは、近年では表紙写真部門金賞及び入賞に準じる奨励賞を連続して受賞している優秀な広報誌であります。昭和40年に議会ニュースとして発行され、最新号は199号にもなります。

研修に当たっては、事務局員が積極的に撮影やレイアウトづくりに関与しており、また執行部との発言内容等の調整も事務局を軸に行っているとのことでした。このほか、一般質問の公平性を図るため、発言議員があらかじめ議会だより用の原稿を提出するなど独自の運用が図られておりました。

また、誌面は既に平成21年からフルカラーで発行されており、誌面のレイアウトを見てもイラスト調のわかりやすいロゴやめり張りのある配色、そうした中でも重要な議案は必要なスペースを確保して視覚的に訴える紙面づくりが実現されておりました。

須恵町議会からの説明を受けつつ、当町議会の教訓も紹介し、実際に製作中の原稿を全員で検討したりと、活発な意見交換が行われました。

編集の方法や正確性の確保、デザイン力の向上、レイアウトの手法など取り組むべき課題が2カ所の研修により一層明らかとなりましたので、帰庁後直ちにまとめの広報委員会を開き、次号発行への体制改善を協議したところでございます。

また、7月には大分県九重町広報委員会が視察に見えられました。今年度4件目の視察受け入れであります。九重町は、広い面積で印刷業者さんもおらず、遠方の業者さんと苦勞しながらも翌月15日の発行を実現されておりました。条件の厳しい中で頑張っていच्छることに大変反省させられた次第であります。

このようなさまざまな研修、交流の場で得た教訓を最大限に活用し、さらに正確、公正、迅速な議会だより発行を目指してまいりますので、引き続きの御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山内 剛） 次に、議会改革特別委員会、長野正明委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会改革特別委員長（長野 正明） おはようございます。議会改革特別委員会の委員長の長野でございます。

去る7月13日、議会改革特別委員会で福岡県古賀市議会へ視察研修を行ったところであります。前半、議会基本条例の制定後の評価、検証のあり方、議会報告会の進め方、また出された意見への対応、自由討議の持ち方、議場モニターの活用について意見交換を行っております。この部分については、大刀洗議会もそれなりの取り組みの中で成果が上がって、古賀市議会さんとそんなに違いはなかったかと感じています。

後半は、古賀市議会が実施制度化している災害発生時の議会の対応について、職員を講師としての研修について、また政務活動費について説明を受け、質疑を行ったところであります。

その結果、大刀洗町議会においても、これらのことについて制度化し、実施すべきであるということになったところです。

災害発生時における議会対応要綱の策定、これは災害時に議員が個々に災害対策本部にいろいろと問い合わせることで、ただでさえ忙しい中に災害対応の足手まといになると、そういった意見があり、議会が議会としての行動マニュアルが必要であり、そういう考えのもとに策定をするということになりました。あわせて、防災服も揃えるということで、今現在、話が議会の中で進んでいるところであります。

次に、町職員による議員研修であります。現在、各課より事業の説明等がありますが、これは議会のほうからテーマを決め行うものであり、あくまでも議員の勉強のための研修であります。ですから、実施する場合は執行部に理解と協力を求めなければならないと考えております。

最後に、政務活動費の制度化であります。議員の資質の向上、地域の課題の調査研究等、目的を明確にした活動費として条例を整備し、領収書、レポートの提出を義務づけして制度化をしていきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（山内 剛） これで議長報告を終わります。

町長より挨拶をしていただきます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日ここに、平成28年第6回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらずご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、初めに、南米で初めて開催されたりオデジャネイロオリンピックは8月21日に無事閉幕しましたが、今回の日本人選手の活躍は、私たちにも大きな感動を与えてくれました。獲得したメダル総数は41個と、これまでの記録を大きく更新するもので、その中には競歩やバドミントン、カヌーなど初めての競技も含まれるなど、国内スポーツの裾野の広がりも感じたところです。4年後の日本での開催時には、さらなる日本人選手の活躍が期待できるものと信じています。

また、これから始まるパラリンピックも障害を持つ人や健常者にも勇気や感動を与えてくれるものと、しっかり応援したいと思っています。

国内においては、8月の連日の猛暑に続き、8月末に立て続けに発生した台風が関東から北海道の広い範囲で大雨をもたらし、住宅や農地に大きな被害が発生しました。特に、台風10号は観測史上初めて東北の太平洋側に上陸し、各地に甚大な被害をもたらしました。台風により犠牲になられた方には心からお悔やみを申し上げるとともに、依然として安否のわからない方々の一刻も早い発見をお祈りしております。

また、先週末の台風12号については、大きな被害も懸念され、本町においても避難所を4カ所開設しました。結果として大きな被害はなく、胸をなでおろしたところではありますが、これからの本格的な台風シーズンに備え、しっかりと気を引き締め、空振りを恐れずに万全の態勢を整えてまいりたいと考えています。

さて、平成27年度一般会計決算については、歳入が67億670万円、歳出は62億1,930万円となり、実質収支額は3億7,850万円の黒字となりました。

歳入では、町税が前年度比1,070万円の減となりましたが、消費税率の引き上げで地方消費税交付金が1億1,570万円の増、そのほか国、県支出金などの増などにより、全体で6億1,680万円、10.1%の増額になりました。

歳出では、保育所運営費などの扶助費は1億1,700万円の増、多面的機能支払交付金やプレミアム商品券発行補助金などの増により全体では5億5,480万円、9.6%の増額になりました。

詳細については、今議会の決算特別委員会で報告させていただきます。

また、本年度の普通交付税が決定されました。臨時財政対策債を加えて、当町の実質的な交付決定額は19億2,419万5,000円、昨年と比べて9,435万7,000円の減額となっております。今回の交付決定では、増加したのは県内で1町だけであり、これについては消費税増税による地方消費税交付金の増収や新築家屋がふえての固定資産税の増収見込みによることが交付税減少の要因であると考えられます。

今後、一層厳しい財政状況が想定されますが、健全財政を維持しながらも住民サービスが低下することのないよう、効率的な財政運営に努めてまいります。

今年度は、昨年末に策定した大刀洗“よかマチ”創生プロジェクトをもとに、地方創生の本格展開を図る年であります。今年度については、13の新たな取り組みを予定しておりましたが、現時点で10の取り組みがスタートしており、おおむね順調な滑り出しであると考えております。

最近の話題を紹介しますと、7月末開催の大刀洗枝豆収穫祭については、町として初めての試みでしたが、町の内外、遠くは香港からも、多くの方に御来場いただき、マスコミにも多数取り

上げられ、香港や県内自治体へのPRにつなげることができました。この成果を今後の海外からの誘客や町産品のPRに生かしていきたいと考えております。

また、町の魅力発信に向けた大刀洗応援大使の募集を8月から開始し、現時点で32名の方に応募していただき、委嘱したところであります。

さらに、「こんにちは赤ちゃん事業」と称しまして、新たに町独自で不妊治療への助成対象を拡大するとともに、出産直後の母親の心身の回復や子育て不安の解消に向けた産後ケアへの助成を開始いたしました。本町としては、今後ともきめ細かい支援に取り組み、安心して産み育てられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

そのほか、今年度事業は、予定どおり進捗しております。小学校の北校舎については、大規模改修に向け順調に工事が進捗しております。

さて、今議会には大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定のほか条例関係が2議案、一般会計及び特別会計補正予算など予算関係が4議案、重要な契約が2件など、いずれも重要な案件を提案しておりますので、慎重に御審議いただき、最後には御承認いただきますようお願いを申し上げて、冒頭の挨拶といたします。

○議長（山内 剛） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山内 剛） 日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） おはようございます。総務課の大浦です。よろしく願いいたします。

それでは、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について説明させていただきます。

今の人権擁護委員のお一人の方が任期満了となられますので、新たに次の方を候補者として推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

氏名が、白根美穂さん。生年月日、昭和49年11月24日。住所、三井郡大刀洗町大字山隈17番地27でございます。

裏面の履歴書のほうをごらんください。

現在は特定の職についてはおられません、昨年4月から菊池小学校で学校支援コーディネーターとして月に数日活動されております。

賞罰についてはございません。

任期につきましては、法務大臣からの委嘱公布の日から3年間となっております。

以上、よろしく願いいたします。



○議長（山内 剛） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑討論を省略いたします。

---

#### 日程第5. 議案第33号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第5、議案第33号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。高良税務課長。

○税務課長（高良 朝子） おはようございます。税務課、高良でございます。

それでは、議案第33号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由及び内容について説明させていただきます。

こちら、提案理由にもありますように、このたびの改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が公布され、これに伴い、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正及び施行令の一部を改正する政令がことし5月に公布されたことにより、税条例の一部を改正する必要がありましたので、改正を行うものとなっております。

今回の改正の背景について少し説明させていただきますと、日本と台湾は友好的な関係にありまして、貿易、経済関係も緊密に行われております。しかし、正式な外交関係がないため、租税条約を結ぶことができない関係となっております。このため、昨年11月に日本と台湾双方の民間窓口機関により租税条約に相当する内容の取り決め、こちら日台民間租税取決めが結ばれております。今回の改正は、この取り決めで規定された内容を実施するため、国内法を整備したことによるものとなっております。

大まかな内容についてでございますが、日本と台湾との間で支払われた利子や配当について、他の所得と分離して所得税や住民税を課税するという内容となっております。

それでは、お配りしております議案書の新旧対照表の1ページを見ていただきたいと思います。

こちらの左側が改正案、新となっております、改正案でございますが、真ん中ほど、附則でございます。括弧して、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例、第20条の2が新設され、新たに条文として加えられております。

こちら、対照表の1ページから3ページの(4)までについては、利子についての記述となっております。

2ページ、8行目をお願いいたします。こちら、8行目のほうになりますが、こちらに「100分の3の税率を乗じて」とありますように、利子については3%に相当する額を町民税の所得割として課税する内容となっております。

この下、10行目、第2項から3ページ、(4)までについては、利子について課税される場合の読みかえ規定となっております。

次に、3ページ、下から7行目、第3項でございます。こちらのほうから5ページ下から6行目まで、こちらについては配当についての記述となっております。

前後いたします、4ページの7行目をお願いいたします。配当につきましても、7行目にありますように「100分の3の税率を乗じて」ということで、3%に相当する額を町民税の所得割として課税する内容となっております、第4項に課税の時期、第5項については配当について課税される際の読みかえ規定となっております。

なお、こちら5ページ下から3行目の第20条の3から最後の10ページまでにつきましては、第20条の2の新設に伴う条番号の変更と条文の整備となっております。

なお、この改正につきましては、平成29年1月1日から施行するものとなっております。

以上をもちまして、提案理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第6．議案第34号 大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第34号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原です。

それでは、議案第34号大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

提案理由につきましては、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、大刀洗町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、2ページの新旧対照表で御説明させていただきます。

2ページの新旧対照表でございますが、左が新、右側が旧の条例でございます。アンダーラインのところは今回改正するものでございますが、第3条第2項の4号、上から3行目でございます。第2条の4、第5号、これは前の行にありますように、児童扶養手当法施行令の第2条の4第5号でございますが、この施行令の第2項と第3項の間に3つの項が新設されたため、左に

ありますように第5項が第8項に改正するものでございます。

同じく、第6号の3行目、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に、同じく7号の3行目、「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改正するものでございます。

また、第8号につきましては、次のページをお願いいたします。上から2行目の施行令「第2条の4第4項」を同じく3項ずれまして「第2条の4第7項」に改正するものでございます。

次に、前の1ページをお願いいたします。

附則です。この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） この改正によって、このひとり親の家庭の方たちの医療費にどうい  
う影響があるのか、簡単に教えていただけないですか。

○議長（山内 剛） 川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 林議員の御質問に御説明いたします。

今回の改正に伴いまして、内容等の変更はございません。あくまでも、該当する条例の項の前に追加されて番号がずれただけということになります。この該当する4つの条例については、内容の変更はございません。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第7. 議案第43号 教育システム再構築機器購入契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第43号教育システム再構築機器購入契約の締結について  
を議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） では、議案第43号教育システム再構築機器購入契約の締結につい  
て、提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

教育システム再構築機器購入について、次のように物品売買契約を締結するため、地方自治法  
及び条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

6番で、概要につきましては、現在、町内の小中学校のシステム機器につきましては平成  
21年度に導入しており6年目を迎えて、機器の老朽化及び保守対応の限界が迫っておりま

して、機器の更新が必要となっております。そこで、今回更新するものでございます。

では、裏面のほうをよろしくお願いたします。入札結果等をお知らせいたします。

まず、名称につきましては、教育システム再構築機器購入となっております。

工事場所につきましては、町内の4小学校、1中学校となっております。

入札年月日でございますけども、今年8月31日水曜日、午前10時に、大刀洗町役場3階大会議室で入札を行いました。

工期につきましては、契約の効力の発生の翌日から平成29年1月10日までとなっております。

今回の予定価格につきましては、6,496万6,000円となっております。

最低制限価格は設定しておりません。

今回、情報システムの導入実績のある7者から選考しておりまして、これにつきましては8月9日に指名業者選考委員会を行いまして選定した次第でございます。

入札結果でございますけども、一番下にあるとおり7者指名いたしましたけども6者からの辞退がございました。よって、1者によります入札となりましたけれども、落札価格につきましては5,960万円と予定価格に対しまして91.74%で落札されておる状況でございます。よって、消費税を含みました契約金額が6,436万8,000円となっております。

今回の契約の中身につきましては、3月の予算特別委員会で概略説明しましたとおり、町内の小中学校にサーバーがございますけども、それが老朽化する関係で、今回は役場の電算室のほうにセンターサーバーを導入するものでございます。あわせて、教諭のパソコン等を110台を更新するものでございます。

簡単でございますけども、提案理由及び内容の説明を終わらせていただきます。御審議の上、最後は御承認いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 2番、黒木ですけれども、6者辞退というようなことは、通常、私は今までいろいろ経験しましたけれども、大体1者か2者ぐらいは第1回目の入札は入ると思えますけれども、この8月9日に指名をいたしまして決定し、通知はやったと思えますけれども、全部辞退されたこの6者はいつごろ辞退されたか、当日辞退されたものか。6者とも辞退するということは普通あり得んと思えますけども、大体1者か2者は、あと2者か3者ぐらいは、一応入札金額は別といたしましてある程度の金額を出して入札に参加するということに思っておりますけれども、こういう事態は初めてでございますので、経過をちょっとお願したいと思えます。

○議長（山内 剛） 松岡地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の黒木議員の質問にお答えします。

確かに、この辞退については自分も全然予想だにしてなくて、本当にびっくりした状態になっております。

辞退されたのは、当日ではなくて、それまでの、実際に質問とか期日を決めています。質問もちゃんとあって、その後に確かな製品かどうかというのを確認するためにカタログ等も入手するようにしてるんです。入手するのが大体入札の3日か4日前ぐらいまでにそういうカタログ等を提出してもらうようにしています。その提出してもらう段階で辞退っていうのがほとんどされました。というところで、ほぼその段階で辞退が6者っていうのが確定しました。

ただ、当然、入札に関しては1者であろうと入札っていうのをやりますので、そのまま入札の期日を迎え、入札した次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。5番、平田利治議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田です。私も国の入札を経験しましたが、7者中6者が辞退っていうのはちょっとあり得ない事態、経験しておりません。

本来入札っていうのは競争原理を働かせるというのが入札でございますので、基本、今回は入札やり直して新たに指名して入札すべきかなという案件かなと思うんですけど。

例えば国の機関であれば、まずもって会計検査院に指摘される事案でございますので、そうすべきかなと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 松岡地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 平田議員の質問にお答えします。

確かにそういう考え方もあると思いますが、今回、各者、なぜ辞退するのかっていうことで一応質問というか、したところ、今の時期に、入札に、ほかの、例えば小中学校、大刀洗町以外のところ、前回21年に導入してるんですけども、やはりほかのところも同じ時期にちょうど老朽化なりで切りかえがやっぱり行われてるというところで、そちらに人員が割かれてるということと、あとうちのほうは、この前セキュリティーの導入をうちもやりましたけど、今まさにその状況が重なってる状況だったんです。なので、今回のような結果になったっていうことです。これが、どうも辞退した理由です。

それで、そういう結果になったので、もうこれはしょうがないのかなと。入札し変えても、結局、期日をもうこれ以上、先ほど老朽化ということで、もう延ばすことができなかったんです。なので、基本的にはもうここで入札をし変えるっていうことがちょっと難しいかなというところで入札のほうを進めました。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番の安丸です。今回の入札に限らず、ほかの関連もあるかと思いますが、このように辞退された企業に対する入札におけるペナルティーとかの考え方はあるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今回の入札の辞退につきましてのペナルティーは設定しておりません。入札当日でしたならばペナルティーが発生しますけれども、辞退申請がきちんとなされておりますので、今回はございません。

○議長（山内 剛） ほかに。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 機種のことについてお聞きしたいと思うんですが、今回、入札決定した機種は、庁舎内で使われているのと同じ機種なのか。その庁舎内との整合性がどういふふうにあってるのか、お聞きしたいと思います。

それから、パソコンが何台購入されたのか。お願いいたします。

○議長（山内 剛） 松岡地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の花等議員の質問にお答えします。

機種につきましては、そのときそのときの、庁舎内に入ってるシステムとは全然違うものですので、今回学校の教育システム、先生たちが使うパソコンが動かせる状態のものとして今回選定しています。なので、同じものではないです。ただ、似通ってるものではあります。ちょっと、余り詳しく言うと、非常に、逆にこんがらがると思うんですが、本当に、小中学校に必要な機能というか、最低限必要な機能として、最低5年間使える機能として機種を選定しております。

それから、パソコンの台数ですけども、110台購入するようにしております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時01分

.....

再開 午前10時25分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 導入に時間がないのでって、猶予がないからってということで、採

決も急ぐということなんですが、どういう猶予がないのか、具体的に、今使ってる機器の何かが、期限が切れるとか、何かそういうことがあるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 松岡地域振興課企画監。

○地域振興課企画監（松岡 利浩） 今の花等議員の質問にお答えします。

先ほど、今回の導入理由にもありましたとおり、老朽化が激しくて、いつもう壊れてもおかしくない状態にあるんです。もう保守も行えない状態に今なってるんです。ぎりぎり今延長して今年度は延ばしてもらってる状態なんです。なので、早目にやらないと、もう動かなくなってしまうたら先生たちが全然仕事ができなくなる状態、私どももそうなんですけど、今はもうパソコンが使えなくなると、基本、情報がそこで眠ってしまったらもう仕事ができなくなっちゃうんです。なので、やっぱりここは早くやってやらないといけないと。本来、去年、前年度やる予定でしたんですけど、それをまた1年延ばして今年にしたんです。なので、そういう経緯もあって、ちょっと急いでるところです。

それと、もう一つ、サーバーとかを、瞬時に、停電したときに電源が落ちないような無停電装置っていうのがあるんですけども、これももう死んでるんです。なので、今停電すると本当にぼんと落ちちゃうんです。なぜ、それをしないかという、もう今回切りかえるのでわざわざそういうお金を使わないでいいように、とりあえず今保たせてる状態になってます。なので、ちょっと急いでる状態になっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 入札に関して一番大切なのは、やっぱり公平性とかそういうところだと思うんですが、指名競争入札で1者しかないっていうことになる、こっちが思うのは指名基準そのものにちょっと問題があったんじゃないのかというふうに思うんですが、担当としてはどうお考えですか。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） ただいま林議員のほうから質問がありました入札そのものについて、私のほうから若干説明を加えたいと思います。

まず、こういった工事につきましては指名業者選考委員会を開きます。あるいは、その他の規定に基づいて入札を行えるかどうかをするわけですが、その中で、まず委員会に選考すべき事項というものがございまして、500万を超える工事請負をする場合の業者の選考であるとか各項目ございまして、予定価格が1件当たり100万以上の物品を購入する場合、こういった場合に業者の選考を行うわけです。

それにあわせて、今度、工事競争入札参加者の格付及び選定要綱というのがございます。

まず、金額に応じて何者を選ぶかということでございますが、今回は工事競争入札参加者の格付及び選定要綱に基づきまして5,000万以上であるということから、7業者以上を選考するというのを選考委員会のほうで決めております。

この7業者につきましては、担当課のほうがあげてくるわけですが、その選考会議においてはその業者が入札するに当たって問題がないかといったものの基本のほうを聞いて、特に問題がないということになれば、その7業者を指定するわけでございます。今回、そのようにして8月に選考委員会を開きまして、31日の入札というふうになったわけでございますが。

まず、今度、入札に当たりましては、財務規則とかあるいは工事入札に関する基本要綱とかそういうものがございまして、その基本要綱において入札指名を送った場合に、入札辞退の自由というのがございます。ちょっと読み上げますと、「入札参加者は入札を提示するまでの間において入札辞退届を提出することにより自由に入札を辞退できるものとする。なお、契約担当者はこれを理由にいかなる不利益な取り扱いも行ってはならない」というものでございます。これに基づきまして、いわゆる今回の場合、6者のほうが辞退届を出したものだというふうに思います。

今回の入札に当たっては、財務規則の中に入札の無効というのがあるわけですが、その入札の無効を見ますと、参加資格のない者の入札あるいは同一人がした2以上の入札、あるいは入札者が協定した入札、金額その他記載事項が明らかでない入札等が掲げてあります。また、入札執行の停止または中止という項目がございまして、契約権者、これは町だと思いますが、不正入札もしくはその疑いがあると認めるとき、または天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは当該入札を停止し、または中止することができるというふうになっているわけでございます。

それらと照らし合わせまして、今回の入札につきましては1者でございますが、その1者に特段の問題があったわけではございません。また、辞退をするのも6者は自由でございます。それからしますと、今回のこの入札については特段の問題もなかったので有効というふうに執行部のほうとしては考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。先ほど、入札については総務課長の説明で一応私は納得はいたしております。

その前に、松岡企画監のほうで、老朽化が進んでいつ故障してもおかしくない、という非常に緊急性を要する事態があってもそのまま、一応入札は成立してますから。

ただ、そういう状態なのに何で、昨年なぜしなかったのか、その辺の理由を。何で本年度になったのか。ことしになって急にもう老朽化するわけじゃないでしょうから、本来はそういう状態



なら昨年度、やっぱり機器の更新はするべきだったと考えますけども、なぜ昨年ではなかったのか、その説明をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） ただいまの長野議員の質問でございますが、実は、先ほどおっしゃったとおり、もう早くから学校の教育システムについては更新をする必要があると聞いておりました。それで、担当課からは早目の予算要求が出ていたのも事実でございます。そんな中で、財政課といたしましては、できるだけ、予算もかさむことでもありますし、ほかの事業との関係もありましたので、1年先送りできないかとか、そういう話もしてまいりました。

実は昨年、これだけの大きな教育システムの変更を行う、それまで各学校で行っていたものを、役場庁舎のほうで一括管理をするという大きな変更でありますので、これにつきましては設計が大事なものであるということから、昨年度につきましてはこのシステムの実施設計に当たってのいろいろ研究をしてきたところです。ですから、できるだけ早く入れたいというふうには思ってたんですけども、昨年はこのシステムをどう構築していくかというふうなことでやっております、今回のシステム変更になったわけでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第43号教育システム再構築機器購入契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立9名]

○議長（山内 剛） 賛成9名で多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8. 議案第36号 大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第36号大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 教育委員会生涯学習課の森田でございます。よろしくお願いいたします

します。

それでは、議案第36号大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結について提案理由及び内容の説明をさせていただきます。

大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事について、次のように工事請負契約を締結するため、地方自治法及び条例の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

議案書の次のページをお願いいたします。入札結果及び契約結果表でございます。

まず、起工番号起工第95715-1号。

工種、管工事。

管工事について若干説明させていただきます。管工事と申しますのは、冷暖房、空調、調和、給排水、衛生等のための設備を設置、または金属製の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事のことでございます。主な工事は、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、給排水、浄化槽工事、水洗便所設置等の工事でございます。今回の空調改修工事につきましてはこの業種に含まれております。

続きまして、工事場所でございます。大刀洗町大字富多819番地、ドリームセンター内の工事でございます。

入札年月日は、28年8月23日火曜日、13時30分より、ぬくもりの館で行っております。

工期につきましては、契約の効力が発生の日の翌日から平成29年3月24日までとしております。

現場説明は行っておりません。

予定価格は、税抜きで7,030万でございます。

最低制限価格は設けておりません。

落札業者は、九電工でございます。

住所は福岡市の業者でございます。

契約金額が、7,192万8,000円、うち税額が532万8,000円となっております。

指名業者でございますけれども、8月3日に入札指名業者選考委員会を開催しております。指名業者については、管工事の業者等級区分及び基準数値より選定をいたしております。5,000万以上の工事でございますので、株式会社九電工ほか6者を指名いたしまして、先ほど申しました8月23日に入札を行っております。2者の辞退がございまして、実質5者で入札をいたしております。その結果、株式会社九電工が6,660万円で落札をしております。契約額は、先ほど申しました7,192万8,000円でございます。

次に、主な内容について御説明をいたします。

ドリームホールの空調設備、エアコンの更新及び2階の展示ホール、資料展示室の空調及び照明の更新、LED化でございます。

次のページをお開きください。A4の横の図面となります。ホッチキスでとめておりますほうが北側になります。

まず、ドリームセンターの1階の平面図でございますが、右側が図書館、左側がドリームホールでございます。こちらのドリームホールの空調を更新いたします。

それから、そのほかにつきましては、四角い枠で薄く黒く着色しております。この部分が室内機の更新箇所でございます。1階につきましては、楽屋が1カ所、それからエレベーター前のロビーが3カ所、それからホワイエでございます。1階のホワイエが6カ所の更新となっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。こちらが2階の平面図となっております。

まず、右側の展示ホールでございます。こちらが吹き出し口が24カ所でございます。それから、ホールの左側になります郷土資料室、こちらのほうが吹き出し口が4カ所、それから2階のホワイエの吹き出し口がこちらが7カ所でございます。それと、3階の調整室に1カ所でございます。合計で、エアコンについては47カ所となっております。

次のページをお開きください。若干見にくいんですけども、こちらが照明器具の更新の図面でございます。

まず、展示ホールですけれども、四角で囲んでおります、こちらがシャンデリアでございます。こちらが12カ所でございます。このシャンデリアにつきましては、1基当たり9個のランプがついてございますけれども、このランプについてはランプの交換のみとなっております。その他、白丸で表示しておりますのがダウンライトでございます。及び黒丸で表示しておりますのが非常灯及び倉庫内の蛍光灯につきましては器具ごとの交換となっております。

次に、左側の郷土資料室でございます。こちらも白い枠で囲んでおります9カ所につきましては蛍光灯でございます。それから、白丸がダウンライト、黒丸、非常灯でございます。こちらも、蛍光灯、ダウンライトともに器具ごとの交換となっております。

その他につきましては、トイレ及びホールの蛍光灯及びダウンライト、非常灯等の交換となっております。こちらも器具ごとの交換となっております。

以上、簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。どうぞ御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩とします。議員の皆さんは委員会室に行ってください。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時51分

○議長（山内 剛） 休憩前に続き、質疑を再開します。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） これには予定した額は提示してありますが、設計価格は幾らで、落札率幾ら、何%だったんでしょうか。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） 落札率が約95%でございます。予定価格と設計価格は同じ金額でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第36号大刀洗ドリームセンター空調・照明改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 賛成全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

#### 日程第9. 議案第37号 町道路線の認定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第37号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。よろしくお願いいたします。

議案第37号の町道路線の認定について提案理由及び内容を御説明いたします。

議案書の2枚目をごらんください。

2路線の町道認定がございます。1つ目は、番号346号、北山隈25号線と、2路線目が、番号347号、北山隈26号線となっております。

次のページをごらんください。

場所につきましては、北山隈の創価学会三井会館の北側にあります原田牟田住宅団地の児童遊

園東側になりまして、宅地分譲地に開発されたところになっております。今回、図面の緑色の線が町道認定を行う路線になっておりまして、北山隈25号線が鍵の手に、北山隈26号線が直線の形状になっております。

次のページをごらんください。

赤で着色しております箇所が北山隈25号線になりまして、始点を大字山隈字長牟田437の3地先、終点を437の1地先となっております。道路の幅員としまして6メートル、路線の延長としまして40メートルとなっております。

水色で着色した道路が北山隈26号線で、始点を大字山隈字長牟田の437の5地先、終点を437の6地先としまして、道路の幅員が6メートル、路線の延長が20メートルの道路となっております。

今回の北山隈の開発区域に関しましては、6月30日に完了検査を実施しております。その検査に対しまして町道基準に達しております。

以上の経緯をもちまして、新規に346号の北山隈25号線と347号の北山隈26号線を町道として認定することを提案させていただきたいと思っております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

---

#### 日程第10. 議案第38号 町道路線の変更について

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第38号町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 続きまして、議案第38号の町道路線の変更について提案理由及び内容を御説明させていただきます。

議案書の2枚目をごらんください。

今回は、1路線の町道路線の変更になってございます。変更前、変更後で、番号、路線名及び道路幅員の変更はございません。変更箇所になりますところは、起終点、起点が大字山隈字上木原184先から変更後が191の1先になります。延長が、変更前が548.7メートルから変更後、延長が380メートルに変更になります。延長として168.7メートル短くなることになります。

次のページをごらんください。

今回の場所は、山隈のやまだい物流センター南側になっております。図面の赤で示してありま

す箇所が今回変更を行う部分になりまして、形状は直線になっております。変更の延長が168.7メートルになっております。

変更の理由としましては、町道上木原線は昭和57年に町道の認定がなされておりましたが、平成6年段階に赤で着色してあります部分が公有地の払い下げで私有地となっております。よりまして、町道の基点を緑色の丸印へ変更するものになっております。

以上の経緯で、1350号、町道上木原線の変更を提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。今、変更の理由等については説明の中で理解できましたけれども、本来、私有地であるということですから、地権者への課税上の問題、要は、そこら辺はなかったのか。もし、面積を本来私有地で課税すべきところが換地、町道ということで所有者への課税がなされてなかったなら、それを遡及して追徴していくというふうなことになるのかどうか、説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 今回、私有地ということが確認できた理由の1つが、税務課からの御相談になっておりました。その段階で、平成6年から私有地になってるということが確認できておまして、税務課のほうは6年段階から私有地として処理しているということで確認しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

---

#### 日程第11. 議案第39号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第39号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、平成28年度大刀洗町一般会計補正予算書（第2号）につきまして、表紙のほうをお開きください。

議案第39号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算書（第2号）について内容の説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,874万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億760万5,000円とするものでございます。

次に、下のほうの地方債の補正、第2条、地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。まず、追加でございます。起債の目的、緊急防災・減災事業、限度額360万。次に、利率でございますが、5%以内ということでございます。これにつきましては、当初予算に計上しておりました福岡県防災行政情報通信ネットワーク再整備の事業費のほうが全額起債ができるということになりましたので、新たに追加するものでございます。

次に、下の表の変更でございます。普通交付税が確定いたしまして、財源不足を補うための臨時財政対策債の限度額を変更することによるものでございます。補正前が限度額1億9,000万としておりましたが、補正後には1億8,457万円とするものでございます。

それでは、歳入歳出の内容について主だったものから説明させていただきます。

まずは、歳出のほうから説明させていただきます。9ページをお開きください。

歳出の説明に当たりましては、まずは職員の人件費、いわゆる給料とか職員手当、共済費等の補正をしておりますが、これにつきましては4月の人事異動による予算の組み替えを今回行ったものでございますので、説明につきましては割愛させていただきます。

まずは、1款1項1目議会費でございます。補正額28万3,000円、これにつきましては先ほど説明しました人件費でございますので、省略いたします。

次に、その下の表、2款1項1目総務費、一般管理費でございます。その下の10ページの上段をごらんください。13節委託料として199万8,000円を今回計上しております。これにつきましては、マイナンバー制度の導入に伴いまして特定個人情報の適正な取り扱い、いわゆる安全管理措置というのが町に義務づけられているところでございます。この取扱業務に沿って、今回町のほうで基本方針あるいは規定等を整備する必要がございます。そして、職員研修もしっかり実施していくというところから、職員の意識づけを行うということでこちら委託料として計上しております。

次に、同じページの9目電子自治体推進費、補正額194万4,000円、13節委託料194万4,000円でございますが、これにつきましては先ほど御承認いただきました各学校の教育システムにつきまして、一括、役場のほうで管理するというところから、それに伴いまして役場のネットワークの環境を変える必要が生じたということで、ここに委託料として計上させていただいております。

次に、10目自治振興費、そしてその下の校区センター管理費につきまして関連がありますの

で、2つ同時に説明させていただきます。

まず、校区センター管理費として、補正額240万9,000円の減額としております。内容につきましては、備品購入費でございます。これは、6月補正において自治総合センターのところから助成金を活用しまして、町が本郷ふれあいセンターの机を購入する予定ということでここに計上してはりましたが、しかしながら、これにつきましては団体が購入する形でないといけないということになりまして、補助金としての取り扱いを行うようになりました。それが上段の10目自治振興費のところ240万を補正としまして、負担金・補助及び交付金といたしまして240万、改めてこちらのほうに計上しております。この差額につきましては、購入金額がある程度判明してまいりましたので、精査したところの金額というふうにしております。

次に、19目定住促進事業費をごらんください。補正額93万円で、需用費として15万円を減額し、委託料として108万を上げているところでございますが。当初予算におきまして、町でこの定住促進のパンフレットを企画し、印刷する予定でございましたが、さらに企画構成まで委託したほうがさらに充実したものができるというふうな考えから、こちら委託料のほうとして108万の計上をさせていただいております。

それから、このページでございますが、21目の地方創生事業として32万3,000円の減額をしております。これにつきましては、郵便料でございます。地方創生関連の意識調査を実施するというので考えてはりましたが、その上段のほうの18目のほうで男女共同参画の推進費として27万8,000円を計上させていただいております。そちらも同じ郵便料でございますが、先ほど申し上げましたとおり意識調査を地方創生関連で行うようにしてはりましたが、男女共同参画についての意識調査を行うことから、こちらあわせて実施しようということで男女共同参画推進費のほうに郵便料のほうを計上させていただいております。

次に、11ページをお開きください。

中ほどにあります2款2項2目賦課徴収費でございます。補正額24万9,000円でございます。その内訳といたしまして、役務費の20万6,000円、そして使用料として4万3,000円を計上させていただいております。これにつきましては、まず役務費20万6,000円の郵便費、特別徴収総括表というふうに計上しておりますが、29年から普通徴収の対象となりました事業所も特別徴収を実施するというふうなことになりましたので、その総括表を送らせていただくというこの郵便料でございます。

次に、軽自動車税賦課情報使用料でございますが、これにつきましてもグリーン化税制により軽自動車等が環境性能等に応じまして税率が変わるということから、それぞれ軽自動車の情報を自動車協会より情報を得るというふうなところで使用料という形で4万3,000円を計上させていただいております。



次に、12ページでございます。

12ページの中ほどでございます。2款4項4目の衆議院議員補欠選挙でございます。これにつきましては、福岡第6区の補欠選挙でございます。10月23日の投開票ということで進められておりますので、そちらに係る経費につきまして546万4,000円を計上させていただいております。

それでは、14ページをお願いいたします。

14ページの中ほどでございます。3款1項14目指定介護予防支援事業、地域包括支援センター事業費として補正額150万。内訳としましては、報酬が132万、共済費18万円でございます。これにつきましては、県のモデル事業でございまして、県の在宅医療の推進整備事業の中で医療と介護の連携ということでございます。28年10月から行うものでございますが、既に26年12月から一部開始をしているところでございますが、今回指定という形でこの事業が出ましたので、内容的には認知症サポーターの集いであったり、在宅医療の介護研修等を専門職員により実施していくというふうなモデル事業でございます。そちらに係る人件費等をここに上げております。

次に、同じページの3款2項1目児童福祉総務費でございます。補正額150万4,000円。内訳のほうは、13節委託料130万、本郷学童保育所の増設設計委託料というふうに計上しております。これにつきましては、来年度、本郷学童保育所のほうを新たに1カ所増設しようという予定でございまして、それに係る保育所の設計委託料という形で計上させていただいております。

次に、15ページをお開きください。

中ほどでございます。4款1項2目の予防費でございます。220万の補正をさせていただいております。内訳といたしまして、委託料の220万、予防接種個別分委託料というふうに計上させていただいておりますが、B型肝炎のウイルスにつきましてはの定期接種がことし10月から始まる予定でございます。対象者につきましては、平成28年4月に生まれたお子さんから、そのお子さんが1歳になるまでの間に3回接種ということになっております。そこに係る費用として委託料で計上させていただいております。

それから、すぐ下の4目の公害防止対策費として3万円計上させていただいております。役務費の3万円として、空き家専門相談支援事業派遣費というふうなことでございますが、いわゆる空き家に対しての所有者とか、あるいは管理者等からの、専門員が相談を受けるということで、1件当たり6,000円ということで5件分ほど計上させていただいております。

次に、16ページのほうをお願いいたします。

5款1項9目活力ある高収益型園芸産地育成事業費として3,857万7,000円の減額でござ

ざいます。それと関連がございますので、次のページの17ページをお開きください。一番上の21目産地パワーアップ事業費として補正額4,060万9,000円を計上しております。

それでは前のページに戻りまして、こちらの活力ある高収益型園芸産地育成事業費は当初計上しておりましたが、県への要望が多いことから、県の事業を国の事業のほうに移すものでございます。その移す対象は、いわゆる軟弱野菜と言われるハウレンソウとか水菜とかレタス、そういった方々の園芸ハウスの事業でございます。こちらは県の事業を国の事業に移すために3,857万7,000円の減額としております。対象者は3件でございます。

そして、17ページの一番上でございます。こちらのほうに産地パワーアップ事業として4,060万9,000円を計上しております。先ほど言いました県からの移行した事業費をここに上げております。

この事業費の違いでございますが、これは、国と県の事業費の申請額が国のほうが多いことから、限度額が多いことから、こちらのほうに若干、200万ほど上がった形になっております。

それから、もう一度16ページに戻っていただきまして、下のほうの11目の畜産業費でございまして、補正額28万2,000円、負担金・補助として28万2,000円。内容は、ふくおかの畜産競争力強化事業費補助金でございます。当初予算の新規事業にあわせまして、新たにスプリンクラーの増設を行う農家に対する補助金という形でここに計上させていただきます。

それでは、17ページをお願いいたします。

17ページの下のほうです。7款2項3目社会資本整備総合交付金事業費、補正額500万で、委託料として500万を計上させていただいております。当初予算におきまして、目北橋の橋梁について長寿命化を図る工事の前の設計を行うということで当初予算に計上しておりましたが、この目北橋につきましては橋脚が高いことであったり、あるいは橋の長さが長いというふうなことから、設計費のほうが不足するというので500万を新たに増額しているところでございます。

次に、18ページ、中段でございます。

7款6項2目の都市計画管理費として補正額270万でございます。これにつきましては、建築基準法によるいわゆる道路後退に伴いますセットバックの費用をここに計上しております。調査委託料として110万、そしてその道路後退に伴う土地の購入費、いわゆる用地買収費として60万、あと移転する物件の補償費ということで、いわゆる門や塀の移転でございますが、そういった補償費として100万を計上しております。当初予算においては2件でありましたが、あと2件のほうのどうも要望がありますし、そういうところから、2件分を追加しておるところでございます。

すぐ下の、次、8款1項の災害対策費、消防費の災害対策費でございます。補正額70万

2,000円でございます。その内訳の負担金として60万円を上げておりますが、木造戸建て住宅耐震改修事業費補助金として60万上げております。これは当初にも上げておりましたが、どうも追加するというので1件分のほうを増額しております。

それでは、20ページのほうをお開きください。

9款5項8目図書館費でございます。3万円の減額となっておりますが、8目の報償費として13万8,000円でございます。このうちの図書館まつり、いわゆるドリームまつりのときに図書館まつりを開催いたしまして、そちらのほうに講師をお願いして講演会を開くというふうなことを計画しております。そういった講師謝金として10万円を計上しております。あと、上のほうの図書館講座の講師謝金として、図書館のほうで幾つかの講座を開催するというので、その講座に来られた講師の方の謝金ということで上げております。

それでは、最後の21ページをお開きください。

9款6項4目運動公園管理費として18万5,000円を補正しております。需用費で、これは修繕料でございますが、運動公園に置いております乗用草刈り機のほうが修繕が必要となりました。また、それと水銀等の修繕費として18万5,000円を計上しております。

次に、歳入のほうの説明に移りますので、7ページをお開きください。

こちらにつきましては、歳出の財源内訳を国庫、県支出金等を款ごとに計上しております。主だったところを言いますと、7ページの中ほどの国庫支出金、国庫補助金が157万5,000円の補正。その下の県支出金、県補助金が288万7,000円等でございます。あと、繰越金であったり町債等を充てております。歳出に見合った歳入ということでございまして、歳入の合計が2,874万6,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 14ページの本郷の学童保育所の件ですが、今回は設計委託料ということですが、これは何名分の増設を考えられた設計になるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 平田子ども課長。

○子ども課長（平田 栄一） 今現在は、本郷学童が約70名程度の人数でございますので、各学童の適正人数は40名以下となっておりますので、大体30名程度という考えでございます。面積としましては100から110平米程度になるかというふうに考えている次第でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 10ページの男女共同参画事業で、アンケート調査をされるってということですが、何件ぐらいの調査をされる予定でしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課の重松でございます。アンケートの件数は、1,500名を予定しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） これは、行政がやられるんですか、それとも審議会にお願いされるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） アンケート調査は事務局である町のほうが行いまして、その結果をもって審議会のほうに諮りたいと考えております。

○議長（山内 剛） ほかに。3番、森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 森田でございます。一番最後の運動公園管理費の件についてお聞きいたしますが、この修繕料は何の修繕料ですか。私がちょっと聞きたいのは、家屋の修繕等は別として、非常に外周の土留めコンクリートですかね、ああいうのが崩れて泥がいっぱい道の方に来てるんです。私、毎朝大体あそこを散歩するからわかるんですけど、それとかこの夏の暑さでツツジが枯れて、その枯れ放題やられておる。ここはサッカー等で、他町村からも結構お客さんもお見えになってますし、あの付近をきちっとされとったほうがいいんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 森田生涯学習課長。

○生涯学習課長（森田 正道） こちらに上げております修繕料につきましては、草刈り用のトラクターを今、運動公園に置いております。こちらの爪の修繕料等ございまして、先ほどおっしゃいました修繕料等についてはちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 17ページの土木費の問題ですけれども、委託費の目北橋、これについては、現状のままを補強する委託費か、それとも拡幅する設計委託料か、そこ辺についてのことをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 黒木議員の御質問にお答えいたします。

橋梁長寿命化事業というものは、原則、現存する橋梁の寿命を延ばすために補修する事業になっておりまして、拡幅及び強化等は含まれておりません。

以上で終わります。

○議長（山内 剛） 2番、黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） ということは、今の目北橋の橋を補強するというようなことと、結局、両端、サイドのところは全部コンクリートやら剥いで、結局そういうふうなことをして補強するちゅうなことです。それで、今まで過去に何か所かしておりますね、大刀洗川やら。そういうふうなことと同じということですか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

目北橋等に関しましても、耐震関係で補強の工事が以前なされてありますが、今回の長寿命化の補修工事に関しましては、現存する橋梁の傷んだ箇所の補修のみになってございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。関連で目北橋の関係なんですけども、先ほどの総務課長の説明の中で、橋脚が高く橋が長いという理由での補正で、詳細設計費が500万補正されておりますけども、これは当初予算の段階では400万の計上なんです。そして、その段階でもう積算というか、橋ですから、現状としてはわかるはずなんですけども、どうしてこの500万という大幅な詳細設計費の委託料が出てきたのか。要は、設計内容に変更が出てきたからこういうふうになったのか、そこらあたりを説明いただきたいと思います。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 安丸議員の御質問にお答えいたします。

当初の予算を計上させていただく段階では、平均的な橋梁、橋長が約15メートルから20メートル程度、橋梁の面積が100平米、橋梁の高さが5メートルっていう標準的な橋梁を積算したものを計上しておりました。目北橋自体が橋梁の延長として約4倍程度、橋梁の面積としまして3倍程度でございます。当初からそちらで積算しておれば補正はなかったかと思いますが、当初積算ミスということになっておりまして、以上でお答えの内容といたします。

○議長（山内 剛） ほかほございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

---

## 日程第12. 議案第40号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

### について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第40号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計補正予算書の表紙を開いていただきたいと思います。

それでは、議案第40号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,409万2,000円とするものでございます。

それでは、内容を説明をしたいと思います。6ページの歳出のほうをお開きください。

6ページに、まず歳出でございますが、1款1項1目一般管理費につきましては人件費等の補正でございますので、説明を省かせていただきます。

下の4款1項1目前期高齢者納付金でございます。19節負担金・補助及び交付金でございますが、前期高齢者納付金として4万3,000円を補正計上しております。これは、28年度10月より短時間労働者に係る被用者保険の適用拡大に伴い賦課額の変更を予定をしております。その分の補正でございます。

次に、8款1項1目特定健康検査等事業費でございます。これは、嘱託職員時間外を8,000円補正をしております。これは、一般会計予算化していたものを事業にあわせて特別会計に組み替えたものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

8款2項2目保健事業費、1節の報酬につきましては、先ほどと同じように嘱託職員時間外を一般会計から1万2,000円組み替えております。12節役務費につきましては、訪問健康相談事業費手数料ということで2,000円。これは、国保連合会が今年度から実施するようにしております分が、当初相談件数等がわかりませんでしたので、今回決定しました分を補正で上げております。

歳出については以上です。

続きまして、5ページのほうをお願いいたします。

5ページの歳入でございますが、9款1項1目一般会計繰入金については、2節職員給与等の繰入金として29万3,000円を減額をしております。

10款1項1目一般被保険者繰越金6万5,000円につきましては、支出とあわせて計上をしておるところです。

以上、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第13. 議案第41号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第41号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、後期高齢者医療特別会計の補正について説明させていただきます。

表紙を開いていただきたいと思います。

議案第41号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,961万3,000円とするものでございます。

それでは、6ページのほうから説明させていただきたいと思います。

6ページの歳出でございますが、1款1項1目一般管理費12節役務費でございます。郵送料として8万6,000円。これは、被保険者証の郵送料が見込みより実績が増となりまして不足分を計上させていただいております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳入の3款1項1目事務費繰入金として同じく8万6,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第14. 議案第42号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第42号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） それでは、下水道事業特別会計補正予算の説明をさせていただきたいと思えます。

議案書を1枚おめくりください。

平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,349万円とするものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

歳出になりますが、2款1項1目一般管理費は人件費の補正になっております。内容としましては、4月の異動による対象職員の組み替えの差額分になっておりまして、補正額としまして347万3,000円の減額となっております。

次に、2款1項2目公共下水道整備費の説明をさせていただきます。こちら、大字甲条地内にあります里道敷に公共下水道の管路施設が設置されております。その設置されておる場所が私有地敷ということが判明しておりまして、私有地の一部を買収する費用として総額170万の補正を計上させていただいております。

内容としましては、13節委託料としまして、こちらは用地を分筆するための測量委託料になってございまして、80万計上しております。

15節工事請負費につきましては、付帯工作物でございます低木、庭木を運搬処理するための費用として50万計上しております。

17節の公有財産購入費につきましては、用地の取得費用として40万計上しております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

---

日程第15. 認定第1号 平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第2号 平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17. 認定第3号 平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第18. 認定第4号 平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について



日程第19. 認定第5号 平成27年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第20. 認定第6号 平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（山内 剛） 日程第15、認定第1号平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20、認定第6号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで以上6件については、関連がありますのでこれを一括議題といたします。

各議案一括して順次提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、認定第1号平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算書の認定についてから認定第6号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算書の認定についてまでを議案書の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

なお、内容につきましては決算特別委員会が設置された後に特別委員会の中で説明させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、認定第1号平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

それでは、決算書の213ページをお開きください。

こちらに実質収支に関する調書が記載されております。区分と金額がありますが、まず歳入総額でございます。金額が67億674万5,435円でございます。

次に、歳出総額でございます。62億1,930万3,495円。

次に、歳入から歳出を差し引いた額は4億8,744万1,940円となります。

そこから翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費の繰越額でございますが、1億886万9,000円でございます。

それで、歳入歳出差引額から翌年度への繰り越しすべき財源を差し引いた額、いわゆる実質収支額は3億7,857万2,940円となります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

次に、認定第2号でございます。平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の33ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額でございますが、20億7,349万1,545円。

次に、歳出総額でございます。20億2,670万2,329円。

歳入から歳出を差し引いた額は、4,678万9,216円となります。

そこで、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

実質収支の額につきましては、歳入歳出差引額と同額ということになりまして、4,678万9,216円となります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、認定第3号でございます。平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の15ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

まず、歳入総額でございますが1億8,118万1,329円でございます。

次に、歳出総額は1億7,935万2,479円でございます。

歳入から歳出を差し引いた額は、182万8,850円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。182万8,850円となります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、認定第4号平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町大刀洗診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書11ページでございます。

実質収支に関する調書でございます。

歳入の総額は、940万3,708円。

次に、歳出の総額は歳入の総額と同額でございます。940万3,708円でございます。

歳入から歳出を差し引いた額はゼロということになります。

翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

実質収支額はゼロとなります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

続きまして、認定第5号平成27年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

でございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町土地取得特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の11ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入の総額は、424万259円。

歳出総額は、これにつきまして歳出はありませんのでゼロとなります。

そこで、歳入から歳出を差し引いた額は歳入と同額の424万259円ということになります。

翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

実質収支額は、歳入歳出の差引額と同額ということになりますので、424万259円となります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

最後になりますが、認定第6号平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度大刀洗町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

決算書の19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が、7億533万6,527円でございます。

歳出総額は、7億533万4,891円。

歳入から歳出を差し引いた額は、1,636円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源はございません。

そこで、実質収支額につきましては歳入歳出の差引額と同額の1,636円となります。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上で認定第1号から第6号までの説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） お諮りします。平成27年度大刀洗町一般会計歳入歳出決算の認定及び各特別会計決算の認定につきましては、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、全議員の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会は9月12日午前9時半より協議会室で開催します。

---

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時56分

---